平成２４年（フ）第２７２号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄262番地48―203号、前住所滋賀県甲賀市甲南町寺庄228番地37
債務者　松原　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９６号
滋賀県草津市馬場町207番地21　モンルポ草津302号
債務者　杉原　静夫
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２７号
大津市朝日が丘１丁目４―31　村田ビル４階南、住民票上の住所大津市朝日が丘２丁目１番40号　松風ハイツ102
債務者　ザ・ケンテルコーポレーションこと　眞榮城兼二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０９号
滋賀県彦根市日夏町842番地　２―Ａ号
債務者　廣田　政郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１２５号
滋賀県彦根市八坂町1956番地５　２―226号、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字小川原858番地１
債務者　森田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市富安１丁目45　コーポコトブキ２―103号、住民票上の住所鳥取県鳥取市的場３丁目47番地
債務者　村田　仁美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住１―136号
債務者　池田さつき
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
鳥取県鳥取市相生町３丁目103番地１　市住ＲＧ２―３号、旧住所鳥取県鳥取市雲山244番地４　第５朝日マンション101号
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1860番地
債務者　長谷智恵子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市滝山417番地の35
債務者　小坂　和子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２９号
岡山県倉敷市沖77番地１　ハイツおの11号
債務者　水川博万砂
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５１号
広島市安佐南区古市３―13―13―404、住民票上の住所広島市中区基町16番17―344号
債務者　明石　美保
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３６号
広島県東広島市八本松町米満1172番地　Ｍｉマンション203号
債務者　貞兼　誓也
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７０号
広島市南区宇品海岸２丁目12番19―801号
債務者　津田　龍一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
山口県下関市長府豊浦町12番29号
債務者　谷　　義弘
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
愛媛県松山市東長戸２丁目10番３号、住民票上の住所愛媛県松山市安城寺町1595番地
債務者　橘　　邦子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６２号
愛媛県松山市安城寺町1595番地
債務者　橘　　孝志
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
松山地方裁判所民事部